

# パブリックコメント実施結果報告書

平成25年2月19日

担当課	県民課
担当者	上川
連絡先	0857-26-7752

意見公募のテーマ： 鳥取県民参画基本条例（仮称）案（骨子）について

## ①手段別意見応募件数（意見件数を記入してください。応募者数は（ ）書きしてください。）

（記入例：1人が提出したものに3つの意見が記載されていた場合には、 3（1）と記載してください。）

郵便	ファックス	電子メール	県民課・県民局へ	その他の方法	計
3（2）	20（9）	372（202）	4（2）	（ ）	399（215）

※「その他の方法」の例：意見交換会、電話、イベントなど

## ②応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した （一部のみ反映したものを含む）	0	
既に盛り込み済み	154	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の事項は議会で決定し、究極の手段として住民投票を想定しているのだから良いと思う。</li> <li>・住民の参画機会と手段が増えるのは良いことなので賛成。</li> <li>・選挙以外に住民の意思を反映できるので、常設型住民投票制度に賛成。</li> <li>・投票資格は公職選挙法の有権者と同じが良い。</li> <li>・結果の拘束力は通説どおり法的拘束力はなく、尊重するにとどめるが良い。</li> </ul>
今後の検討課題	0	
対応困難	245	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会制民主主義の破壊につながるため反対。</li> <li>・参画資格者として国籍条項を入れるべき。日本人であっても20歳以上。</li> <li>・審議会委員の公募は、応募者の動機が不明で、偏った視点が入りやすい。また、限られた住民のみが応募するため、反対。</li> <li>・住民投票制度は責任の所在が曖昧で、首長や議会の存在を軽視（無視）するものなので、反対。</li> <li>・投票資格は18歳以上や在日外国人にも付与すべき。</li> <li>・結果に拘束力がないならば導入する必要はない。</li> </ul>
その他 （例：施策の体系外の意見等）	0	
計	399	

※上記による分類が困難な場合は、担当課の整理に基づく分類で差し支えありません。

## ③意見募集結果概要書を、1部添付してください。 →とりネットのパブコメページ・県庁ロビー掲示板で公表します。

他の公表方法として該当するものに○を付してください。

とりネット （実施担当課）	報道機関への 資料提供	県議会への報告	県民課等での 縦覧等	広報誌等への 掲載	その他
○			○		

※「その他」の例：審議会報告など

注：③「意見募集結果の概要」には、意見に対する県の対応方針も記載してください。  
参考：H23実施結果 →<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=173293>